

議会基本条例特別委員会（第13回）要点録

- 1 日 時 平成23年5月16日(月)9:30~10:21
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子、
藤井義明（傍聴議員）
- 3 欠席委員 なし
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容
事務局…5月13日の会派代表者会議において、別に定める条例等を議会基本条例特
別委員会で協議することに了承を得ました。
委員長…「市民参加の促進」などについて。6条「務める」を「努める」に訂正する。
（了承）
委員長…前回の意見による、11条5項の「市民が傍聴しやすい日に本会議を・・・」
への変更について。
D委員…事務局案の「日」を「日時」に変える。
H委員…同じ。
E委員…同じ。
F委員…同じ。
A委員…同じ。
G委員…同じ。
I委員…「平日以外にも・・・」の表現が望ましい。
B委員…同じ。
C委員…「日」を「日時」に変える。また「方法により」は不要。
委員長…「・・・傍聴しやすい日時に本会議を開くなど、市民が・・・」とする。
（了承）
委員長…「政治倫理」について。19条「口利き」を「働きかけ」へ変更について。
D委員…事務局案。
H委員…同じ。
E委員…同じ。
A委員…同じ。
G委員…同じ。
C委員…同じ。
F委員…別に定めるので、条例には不要。
I委員…同じ。
B委員…変えた理由は。
事務局…言葉のイメージを考え、このように変更しました。
委員長…一応、事務局案で残し、倫理条例を協議するとき要不要を再度検討。

(了承)

委員長… 22条4項「をもととして」を「及び」に変更する。

(了承)

委員長… 23条2項「政策討論会に関することは、別に定める。」を追加する。

(了承)

委員長… 「調査機能の強化」について。24条は2項に分け、「調査機関を設置することができる」。

D委員… 「附属機関の設置」が入っていない理由は。

事務局… 県に再度確認したところ、平成18年に多治見市が特区申請した例のとおりで、議会が権能を附属機関に委ねるのはよくないとの回答でした。

D委員… 総務省の見解が現在変わっているのではないか。

事務局… 見解は変わっていないと考えます。

委員長… 「附属機関」の表現はないが、条文はそのまま残しているので理解されたい。

H委員… 事務局案。

E委員… 同じ。

F委員… 同じ。

I委員… 同じ。

C委員… 同じ。

G委員… 同じ。

A委員… 2項に「報告」の表現があったほうがよい。

B委員… 「附属機関が可能との意見は少数」との事務局説明の一方で、実際に条例化した市がある。解釈の分かれる点については、賛否両論を併記して委員会の判断を待つべきではないか。

委員長… 前回の結果に基づく案であり、議論が元に戻るので、理解いただきたい。

第2項を「調査・報告を行わせることができる。」とする。

(了承)

29条「務める」を「努める」に訂正する。

(了承)

委員長… 基本条例の協議が一通り終わった。全体ついて意見があれば。

A委員… 11条3項「法第109条」を「地方自治法(以下法という)第109条」に。

F委員… 多摩市のように、すべて「地方自治法」とするほうが明確でよい。

委員長… 11条3項、18条などすべて、「法」を「地方自治法」とする。

(了承)

I委員… 5, 6, 7, 12条「説明責任」が繰り返しあるので、12条1項の「推進するとともに、市民に・・・」を削除し、「推進する。」に変更するのがよい。

D委員… 同じ意見だが、「推進しなければならない。」とするのがなおよい。

委員長… 12条1項の「推進するとともに、市民に・・・」を削除し、「推進しなければならない。」とする。

(了承)

I 委員…5条が「ものとする。」、6条が「ならない。」の違いはよいと思う。

委員長…全体をみて再度協議したい。

(了承)

委員長…内容は「経過報告」案でよいか。

(了承)

委員長…「政治倫理条例」について、配布した素案を確認いただき、次回協議する。